

記 者 提 供 資 料
平成 27 年 (2015 年) 6 月 8 日
総務部職員室人事課 (内線 2420)
直通 (078) 918-5006

議案第 60 号関連資料

明石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (案) の概要

1 改正理由

市長及び副市長の給料月額等の減額措置を講じるため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正内容

(1) 給料月額等の減額措置

平成 27 年 8 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日までの間、市長及び副市長の給料月額を、それぞれ  $\Delta 30\%$  及び  $\Delta 16\%$  の減額措置を講じることとします。

減額後の市長及び副市長の給料月額等

(単位：円)

	市 長			副 市 長		
	現 行	減額( $\Delta 30\%$ )	減額後	現 行	減額( $\Delta 16\%$ )	減額後
給 料 月 額	1,084,000	$\Delta 325,200$	758,800	895,000	$\Delta 143,200$	751,800
期末手当(年間)	5,268,240	$\Delta 1,580,472$	3,687,768	4,349,700	$\Delta 695,952$	3,653,748
年 間 支 給 額	18,276,240	$\Delta 5,482,872$	12,793,368	15,089,700	$\Delta 2,414,352$	12,675,348

(2) 遡及適用分の減額調整

市長及び副市長の給料月額等の減額については、現行条例の規定上、平成 27 年 4 月 30 日までとなっていることから、5 月以降も、減額措置が実質的に継続していたものとするため、5 月から 7 月までの給料月額及び 6 月の期末手当における減額相当額を、8 月から 10 月までの給料月額及び 12 月の期末手当から、それぞれ減額調整することとします。

① 市長の給料等支給額

(単位：円)

	例月給料		期末手当	
	減額率	支給額	減額率	支給額
4 月	$\Delta 30\%$	758,800	—	—
5 月	0%	1,084,000	—	—
6 月	0%	1,084,000	0%	2,536,560
7 月	0%	1,084,000	—	—
8 月	$\Delta 30\% + \Delta 30\% = \Delta 60\%$	433,600	—	—
9 月	$\Delta 30\% + \Delta 30\% = \Delta 60\%$	433,600	—	—
10 月	$\Delta 30\% + \Delta 30\% = \Delta 60\%$	433,600	—	—
11 月	$\Delta 30\%$	758,800	—	—
12 月	$\Delta 30\%$	758,800	$\Delta 30\% + \Delta 30\% = \Delta 60\%$	1,151,208

(注) 1 月以降の例月給料及び期末手当の減額率は、 $\Delta 30\%$  で一定となります。

## ② 副市長の給料等支給額

(単位：円)

	例月給料		期末手当	
	減額率	支給額	減額率	支給額
4月	△16%	751,800	—	—
5月	0%	895,000	—	—
6月	0%	895,000	0%	2,094,300
7月	0%	895,000	—	—
8月	△16%+△16%=△32%	608,600	—	—
9月	△16%+△16%=△32%	608,600	—	—
10月	△16%+△16%=△32%	608,600	—	—
11月	△16%	751,800	—	—
12月	△16%	751,800	△16%+△16%=△32%	1,559,448

(注) 1月以降の例月給料及び期末手当の減額率は、△16%で一定となります。

## 3 施行予定期日

公布の日